

事業系廃棄物減量計画書の提出について(電子申請の流れ)

名古屋市では、事業系廃棄物の減量・適正処理を進めるため、一定規模以上の事業用建築物の所有者に「事業系廃棄物減量計画書」の毎年5月31日までの提出が義務付けられています。

減量計画書の様式は名古屋市公式ウェブサイト(<https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000075839.html>)に掲載しています。事前に提出書類をデータで作成のうえ、以下の手順に従いぜひ電子申請による提出をお願いします。

1. 電子申請フォームへアクセス

名古屋市公式ウェブサイトトップページのメニューから「電子申請サービス」(<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya>)にアクセス。



続いて、名古屋市電子申請サービスページの検索欄に「減量計画書」と入力。



2. 検索結果から申請ページへ進む

検索結果が表示されるため、「事業系廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者選任(変更)届出書の提出について」をクリック。



続いて、申請リンク「事業系廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者選任(変更)届出書の提出について」をクリック。



3. ログインまたはメール認証を行い、申請に進む

以下の2つの方法で申請することができます。

① Graffer アカウントを利用する場合

「新規登録またはログインして申請」をクリック。

② Graffer アカウントを利用しない場合

「アカウント登録せずにメールで申請」をクリック。

メールアドレスを入力するとメールアドレス認証のためのURLが記載されたメールが届くため、

そのURLをクリックして認証を完了させてください。

その後申請ページの画面に切り替わります。

The screenshot shows the top of the application page. At the top, there's a title bar. Below it, a progress bar indicates '0%'. The main heading is '事業系廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者選任（変更）届出書の提出について'. Below this, there's a sub-heading '入力状況' and a progress bar showing '0%'. The text explains that this is the online application page for the '事業系廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者選任（変更）届出書'. There are two main sections: 'Grafferアカウントを利用する方' (For those using Graffer account) and 'Grafferアカウントを利用しない方' (For those not using Graffer account). Under the first section, there's a button '新規登録またはログインして申請' with a red arrow pointing to it. Under the second section, there's a button 'アカウント登録せずにメールで申請' with a red arrow pointing to it.

5. 申請内容を入力し、申請を完了する

利用規約に同意し、入力を進めてください。

申請に不備があった場合などに連絡をすることがあるため、担当者名・電話番号は誤りがないよう注意してください。

提出書類のアップロードは最大10件です。
Excel、Word、PDF 形式などのファイルをアップロードできます。

申請が完了すると、登録したメールアドレス宛に申請受付メールが届きます。

また、申請の確認が完了した場合や差し戻しとなった場合にもメールが届きます。

The screenshot shows the '入力フォーム' (Input Form) for the application. It has a title bar and a progress bar indicating '50%'. The main heading is '事業系廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者選任（変更）届出書の提出について'. Below this, there's a sub-heading '入力状況' and a progress bar showing '50%'. The form is titled '入力フォーム'. There's a section '提出書類のアップロード' (Upload of application documents) with a red arrow pointing to the 'ファイルを選択...' (Select file...) button. Below this, there are five more 'ファイルを選択...' buttons. At the bottom, there's a button '次へ進む' (Next) and a button '< 戻る' (Back).

注意事項

- ・写しの交付はできません。作成したデータは自身で保管してください。
- ・届出内容の確認のため、電話やメールにて連絡をする場合があります。
- ・届出内容の確認には数日～1 か月程度時間を要します。
- ・「廃棄物管理責任者選任(変更)届出書」・「多量廃棄物減量計画書」も同じ方法で提出が可能です。